

令和元年度 第12回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和元年度第12回農業委員会総会日程表

日時 令和2年3月5日(木) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第8 議案第6号 非農地証明願について

日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員(17名)

1番	大西 嘉一郎	2番	石川 有利
3番	星川 安德	4番	横尾 昇
5番	押条 和司朗	6番	篠原 義尚
8番	武村 美枝子	9番	妻鳥 和美
10番	高橋 博	11番	坂上 宏
12番	尾崎 靖雄	13番	鈴木 博美

14番 高橋 藤信
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

欠席農業委員(1名)

15番 辻 政春

出席農地利用最適化推進委員(22名)

2番 藤田 紘正
4番 森川 雅之
6番 合田 慎太郎
8番 鎌倉 静夫
11番 石川 修平
14番 三好 忠行
16番 合田 篤夫
18番 真鍋 義孝
20番 渡邊 繁
22番 村上 佳清
24番 高橋 祥志

3番 薦田 悦男
5番 高橋 忠明
7番 宇高 勉
9番 石村 好典
12番 高橋 功
15番 河村 一碩
17番 鈴木 一郎
19番 加地 照男
21番 越智 寧
23番 近藤 良啓
25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

1番 脇 純樹

10番 中泉 敏則

出席した職員

事務局長 篠原 敬三
係長 岡田 昇
係長 大西 かおり

次長 石川 考太
係長 合田 圭
専門員 大西 唯文

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 委員の皆さん、こんにちは。つい先日に新しい年を迎えたと思えば、早もう3月です。年とともに月日が経つのが早いなと思います。これから日一日と暖かくなり農業に従事されている人にとっては、春の農繁期ということで忙しくなります。どうか体調には十分注意されるようお願いいたします。新聞やテレビ、ラジオでご存知のように今は全国的にも新型コロナウイルスの感染拡大について報じられています。この先どういうふうになっていくのか予想つきませんが、この異常さは格別であろうというふうに思っております。どうか皆さん、お出かけになる時、マスクの着用、帰られた時は手の消毒等に十分注意され、間違っても新型コロナウイルスに感染しないように。各自注意するしかないのです。この2019年度の総会が今日の第12回をもって最終となります。会議の終了後、今回で辞められる農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には一言、ご挨拶していただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 只今の出席委員数は、17名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第12回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、15番 辻政春委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の1番 脇純樹委員、10番 中泉敏則委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
18番 則友祝幸委員、17番 齋藤伊勢子委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に
ついてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。合田 圭 君。

合田係長 受付番号33番～36番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請
についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について
ご説明いたします。受付番号5、妻鳥町の田2筆について、売買による
所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請したもので、農地法第
3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取
得後は水稻の作付けを予定しています。受付番号6、土居町上野の畑
1筆について、売買による所有権移転です。所有地近隣で耕作便利
のため申請したもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、
許可要件を満たしています。取得後は、五葉松の種苗栽培を予定して
います。受付番号7、土居町津根の田2筆について、渡人は果樹栽培
をしていましたが、管理ができず現在その農地は遊休化しており、その
ため近隣に所有地を有する受人が、売買により所有権を取得するもの
です。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満た
しています。取得後は野菜の栽培を予定しています。受付番号8、土
居町津根の田2筆について、売買による所有権移転です。受人は経
営規模拡大のため申請したもので、農地法第3条第2項の各号に該
当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は米、里芋の栽培
を予定しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 7番、8番異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可する
ことに決しました。

議 長 日程第4 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請
に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する
意見について、ご説明いたします。受付番号2、土居町天満の案件に
ついて、申請人は親族所有の住宅に居住していますが、家族の生活
を考慮し、現居住地に近く生活環境の良い申請地に自己住宅を建築
するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説

明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号2番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。申請件数は19件で、すべての案件について許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしています。受付番号11、川之江町の案件について、受人は製紙業を営んでおり、現在倉庫及び駐車場として使用している場所に工場を建設し事業拡大を図る予定であります。土地の形状が良くないため申請地を譲り受け、敷地を拡張した上で工場を建設し利便を図るものです。受付番号12、川之江町の案件について、受人は現在居住している住宅を我が子に譲るか、もしくは、売却する予定であるため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。受付番号13、金生町

山田井の案件について、現在、受人は賃貸物件にて居住していますが、今回実家の近くに住居を構えるため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。受付番号14、金生町山田井の案件について、受人は現在賃貸物件にて居住していますが、物件の老朽化に伴い不便が生じているため、実家にも近く、また生活環境も整っている申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。受付番号15 金生町山田井の案件について、現在受人は賃貸物件にて妻と子供2人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭であるため、実家にも近く、また生活環境も整っている申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。受付番号16、17、18は受人が同じですのでまとめてご説明します。妻鳥町の案件について、現在、受人は賃貸物件にて妻と子供1人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭であるため、実家にも近く、また生活環境も整っている申請地に一般個人住宅建築するものです。受付番号16は持分2分の1の使用貸借権の設定、受付番号17が持分2分の1の所有権移転、受付番号18が所有権移転となっています。受付番号19、下柏町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでいますが、最近、同地域内で住宅の建設を希望するお客様が多いにもかかわらず、提供できる物件を準備することができていないため、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築です。受付番号20、村松町の案件について、受人は隣接地に工場を所有していますが、従業員の駐車場を確保するため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設です。受付番号21、三島中央5丁目の案件について、受人は申請地の隣接地に居住していますが、今回長男家族と同居することになり、一部住宅を取り壊し、申請地を譲り受けて増築するものです。受付番号22、中曽根町の案件について、現在受人は税理士法人の代表税理士を引継ぎ賃貸事務所で業務を行っています。また、住宅も賃貸物件にて居住していますが、子供の成長に伴い手狭であるため、新しく個人税理士として開業するのを機に申請地を譲り受けての事務所併用個人住宅建築です。受付番号23、中之庄町の案件について、受人は申請地の隣接地で会社を経営していますが、全面道路の拡幅計画があり、現在駐車している場所がなくなるため、社用車、従業員及び来客用の駐車場用地として、申請地を譲り受けての貸露天駐車場建設です。受付番号24、中之庄町の案件について、受人は申請地の隣接宅地、進入路及び居宅を購入することとなったため、申請地を譲り受けて住宅敷地として拡張するものです。受付番号25、具定町の案件について、受人は本店を同じくするグループ会社の社員駐

車場が不足していることから、申請地を譲り受けての貸露天駐車場建設です。受付番号26、寒川町の案件について、受人は現在、妻の叔父の所有する住宅を借受けていますが、住宅の老朽化及び駐車場が狭いため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。受付番号27、土居町中村の案件について、受人は太陽光発電事業の会社を営んでいます。将来のため個人的に太陽光発電施設を所有し運営したいため、申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。受付番号28、土居町津根の案件について、受人は運輸業を営んでいます。現在、社員駐車場が不足しているため、事業所に近接している申請地を譲り受けての露天駐車場建設です。受付番号29、土居町野田の案件について、受人は徳島県池田町にて操業を開始し、主にプラスチック食品容器の製造部門としてグループ会社の一翼を担っており、その後、順調に業績が拡大し工場を新增設し現在に至っています。なお、グループ会社の喫緊の課題がラミネート工場の新增設であり、申請地は、計画している建築物に要する用地を確保でき、また、県道に面し土居インターチェンジにも近接しています。これにより、発注から納品までの必要な時間を短縮できるなど、経済的な優位性が発揮でき、さらにグループ関連工場並びに物流センター構想の拠点である津根工業団地の近辺に位置するなど、あらゆる面で利便性が格段に優れた最適地である申請地及び一体利用地を譲り受けて工場・事務所・倉庫等を建設するものです。なお、一体利用地を含めた総面積は40,419.24平方メートルになります。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 受付番号11番

薦田推進委員 1月の総会の法定外公共財産の用途廃止の案件に関連するもので問題ありません。

議長 12番

委員 異議ありません。

議 長 13番

委 員 13番、14番、15番異議ありません。

議 長 16番

委 員 16番、17番、18番異議ありません。

議 長 19番

委 員 19番、20番異議ありません。

議 長 21番

委 員 21番から25番まで異議ありません。

議 長 26番

委 員 異議ありません。

議 長 27番

委 員 異議ありません。

議 長 28番

委 員 異議ありません。

議 長 29番

河村委員 81筆の合計36,901.37平方メートルについては、地元の土居町改良区の1月29日の第7回の理事総会で全会一致で承認されましたので、異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 受付番号14については、前回の総会で保留となった案件です。配布しています資料「利用権貸借の要件及び情報提供について」をご覧ください。資料の上段には、農用地利用集積計画の承認について、判断するための要件を記載しています。この案件は、第2号のイ[農作業に常時従事すること(個人)]、ウ[農地所有適格法人の要件を満たすこと(法人)]には該当しませんが、解除条件付貸借として必要な第3号要件をすべて満たしています。なお、農地利用集積計画の承認については諮問案件となるため、今回の総会の意見を付して、市長部局へ答申いたします。次に資料の下段、貸借料情報の提供についてご覧ください。今回の案件は、貸付者は農地を長期にわたり貸し付ける予定から、農地購入にかかった費用を回収したく貸借料を設定しています。このことから、特殊な取引に係る案件と考えており、今回の貸借料が地域の貸借料に影響するものでないと判断します。以上のことから、土居町津根の田2筆についてご審議をお願いします。なお、貸借期間については前回より1ヶ月経過していますので、4年8ヶ月の解除条件付貸借となります。受付番号22、寒川町の田3筆、畑1筆について、7年間の使用貸借です。受付番号23、寒川町の田2筆について、7年間の使用貸借です。受付番号24、土居町北野の田2筆、畑5筆について、5年間の使用貸借です。受付番号25、土居町小林の田6筆、畑1筆について、農地中間管理機構へ10年間の使用貸借です。受付番号26、土居町藤原9番耕地の田1筆について、5年間の貸借です。受付番号27、土居町天満の田3筆、畑1筆について、5年間の使用貸借です。受付番号28、土居町

蕪崎の田3筆について、5年間の賃貸借です。受付番号29から受付番号55までは再設定のため、説明は省略します。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 なお受付番号29番から55番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号14番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 22番

委 員 22番、23番異議ありません。

議 長 24番

委 員 異議ありません。

議 長 25番

委 員 異議ありません。

議 長 26番

委 員 異議ありません。

議 長 27番

委 員 異議ありません。

議 長 28番

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号29番から55番までの再設定について質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第5号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。先程、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてにてご説明しました受付番号25に関連する案件です。受付番号1、土居町小林の田6筆、畑1筆について、10年間の使用貸借です。農地所有者が、えひめ農林漁業振興機構に貸し付けた農地を担い手へと転貸するにあたり、農業委員会の意見を付すこととなります。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見については、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、非農地証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川考太君。

石川次長 議案第6号 非農地証明願についてをご説明いたします。受付番号1、土居町浦山の畑1筆について、昭和55年頃より山林として利用されてきました。よって、昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、人為的な転用の事実行為(植林に限る。)が行われてから20年以上経過した土地で、農地への復旧が著しく困難であり、かつ農地行政上、特に支障がないと認められるためです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしく申し上げます。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、非農地証明願について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、非農地である証明をすることに決しました。

議 長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西唯文 君。

大西専門員 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について、ご説明いたします。今回2件の申請があり、受付番号2については株式会社〇〇〇から公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地と一体利用するということで、水利組合の同意書があります。受付番号3については、〇〇〇〇株式会社より先程の議案第3号の受付番号29で5条申請がありましたが、関連してその敷地内土居町野田甲888番1地先外83筆地先にある法定外公共財産の道・水路の廃止で払い下げを受け、工場建設用地として利用するもので、土地改良区の同意書があります。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議 長 受付番号2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第12回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。どうも3年間ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:30)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長	石川 有 利
委 員	岡 田 規 幸
委 員	齋 藤 伊 勢 子